

# 第7章 西東京市成年後見制度利用 促進基本計画

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 取組内容
- 5 推進体制



「いこいな」

©シンエイ／西東京市

## 1 計画策定の趣旨

---

- 成年後見制度\*は、認知症や障害等の理由で判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない方を後見人等が代理し、必要な契約の締結や財産の管理をするなど、本人の保護を図るものです。
- 本市では、権利擁護センターあんしん西東京\*において、市民向け講座の実施、日常生活自立支援事業\*及び成年後見制度利用支援等を実施しています。
- 今後、健康寿命の延伸や高齢者人口の増加に伴い、成年後見制度\*への需要は一段と高まることが想定されます。



本市では、これからの状況に対応し、地域のあらゆる主体が互いに支え合いながら活躍できる西東京市版地域共生社会を実現するため、必要な方が成年後見制度\*を適切に利用できる体制整備を図る「西東京市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

## 2 計画の位置付け

---

- 本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、策定しています。(第1章 2 再掲)

## 3 計画の期間

---

- 計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5か年です。(第1章 3 再掲)

## 4 取組内容

(注) 各項目の【 】は、第5章の基本目標と施策番号との関連を示す。

### (1) 中核機関の整備・運営の方針

- 権利擁護センターあんしん西東京\*の中核機関化(地域の権利擁護\*支援・成年後見制度利用促進機能を持つ)を検討します。【基本目標3(3)】

### (2) 権利擁護\*支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能の段階的・計画的な整備の方針

#### ① 権利擁護\*支援の地域連携ネットワークの構築

- 権利擁護\*支援の必要な方を発見し、適切に必要な支援につなげる、保健・医療・福祉・司法等の関係機関による地域連携ネットワークの構築を検討します。【基本目標3(3)】

地域連携ネットワークは以下の3つの役割を担います。

- ① 権利擁護\*支援が必要な方の発見・支援
- ② 早期段階からの相談・対応体制の整備
- ③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度\*の運用に資する支援体制の構築

- ネットワークの具体的な仕組みとして、中核機関の設置、必要に応じたチームの構築、協議会の設置をそれぞれ検討します。【基本目標3(3)】

#### ② 成年後見制度\*の適切な利用に向けた取組の推進

- 権利擁護\*支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能を強化する取組を推進します。

地域連携ネットワーク の3つの役割	中核機関の 4つの機能	方針
権利擁護*支援が必要な方の発見・支援	広報機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民等が成年後見制度*に係る理解を深められるよう、市、権利擁護センターあんしん西東京*、関係機関等が協力し、成年後見制度*や相談窓口の利用方法等の周知に努めます。 【基本目標4(1)】</li> <li>● 福祉サービス事業者や医療機関等の関係機関等に対し、権利擁護*支援や成年後見制度*の理解促進を目的とした周知啓発を行います。 【基本目標4(1)】</li> </ul>

地域連携ネットワーク の3つの役割	中核機関の 4つの機能	方針
早期段階からの 相談・対応体制の整備	相談機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市、権利擁護センターあんしん西東京*、福祉サービス事業者等が連携し、各相談窓口の機能強化に努めます。【基本目標3（3）】</li> <li>● 自ら相談窓口に来ることができない方に対し、アウトリーチ*による相談支援を行います。【基本目標3（1）】</li> </ul>
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度*の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民後見人の養成、市民後見人や専門家の受任調整を行います。【基本目標3（3）】</li> <li>● 法人後見の担い手の確保に向けて、活動支援を行います。【基本目標3（3）】</li> <li>● 後見監督等による透明性の確保を図ります。【基本目標3（3）】</li> <li>● 権利擁護センターあんしん西東京*において、福祉サービスに係る苦情を受け付けます。【基本目標4（3）】</li> <li>● 本人に身寄りがない場合等に、市長が家庭裁判所へ後見開始審判等の申し立てを行います。【基本目標3（3）】</li> <li>● 日常生活自立支援事業*等の関連制度からの円滑な移行を図るため、関係機関間の連携体制を強化します。【基本目標3（3）】</li> </ul>
	後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 権利擁護センターあんしん西東京*と連携し、後見人活動に係る相談への対応力の向上を図ります。【基本目標3（3）】</li> </ul>

### ③チーム・協議会の具体化の方針

- 権利擁護\*支援の地域連携ネットワークの構築に向けて、「(仮称)権利擁護支援チーム」の構築と「(仮称)成年後見制度利用促進協議会」の設置を検討します。

事業	方針
<p>(仮称)権利擁護支援チーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協力して日常的に本人を見守り、意思や状況を把握し、必要な対応を行う仕組みを構築します。【基本目標3(3)】</li> </ul> <p>&lt;構成例&gt;</p> <p>家族・親族、主治医、後見人、民生委員・児童委員*、近隣住民等</p> <p>資料：市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（平成31（2019）年3月）</p>
<p>(仮称)成年後見制度利用促進協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 後見等開始の前後を問わず、「(仮称)権利擁護支援チーム」に対して必要な支援を行えるよう、専門職や関係団体等による協議会の設置を検討します。【基本目標3(3)】</li> </ul> <p>資料：市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（平成31（2019）年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 協議会は、既存の仕組み（地域ケア推進会議、自立支援協議会等）の活用も想定され、以下の機能を有します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・チーム（特に親族後見人等）への適切なバックアップ体制を整備すること</li> <li>・困難ケースに対応するため、ケース会議等を適切に実施する体制を整備すること</li> <li>・多職種間での連携強化を推進すること</li> <li>・成年後見制度*を含む地域の権利擁護*に係ることについて、家庭裁判所との情報交換・調整</li> </ul> </li> </ul>

#### ④助成制度のあり方

- 成年後見制度\*を利用しやすくするため、成年後見人等への報酬助成対象者の拡大を検討します。【基本目標3(3)】

## 5 推進体制

---

- 成年後見制度利用促進基本計画は、地域福祉計画の推進体制と連動させ、協働による推進と進行管理を行います。



成年後見制度\*に係る活動の様子